

別表六(二十七)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十七)

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度

：
：

法人名

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可 否					可
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							
事 業 種 目	1						
資 産 類	2						
	3						
構 造、用 途、設 備 の 種 類 又 は 区 分	3						
細 目	4						
取 得 年 月 日	5	・	・	・	・	・	
分 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日		・	・	・	・	・	
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価						
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計						
	差 引 改 定 取 得 価 額	9					
(7) - (8)							
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取 得 価 額 の 合 計 額	10			円	当 期 税 額 控 除 可 能 額	14	
(9)の合計					((11)と(13)のうち少ない金額)		
税 額 控 除 限 度 額	11				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額	15	
$(10) \times \frac{15}{100}$					(別表六(六)「7の㉓」)		
調 整 前 法 人 税 額	12				法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	16	
(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)					(14) - (15)		
当 期 税 額 基 準 額	13						
$(12) \times \frac{20}{100}$							
機 械 設 備 等 の 概 要							

「16」欄
 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00655」
 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

(注) 本制度は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行日以後に終了する事業年度から対象となります。